

第3回幌加内町議会定例会 第1号

令和6年9月19日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - (1) 議長諸報告
 - ①行事関係報告
 - ②監査委員例月出納検査結果報告
 - ③財政健全化法に基づく健全化判断比率報告及び資金不足比率報告
 - (2) 町長行政報告
 - (3) 教育長教育行政報告
- 4 陳情第1号 国の責任で教職員未配置問題の改善を求める陳情
- 5 陳情第2号 国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める陳情
- 6 陳情第3号 特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める陳情
- 7 陳情第4号 すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める陳情
- 8 一般質問
- 9 議案第50号 令和5年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について
- 10 議案第51号 幌加内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第52号 令和6年度幌加内町一般会計補正予算(第3号)
- 12 議案第53号 令和6年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第54号 令和6年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 14 議案第55号 令和6年度幌加内町下水道事業会計補正予算(第1号)

(追加日程)

- 動議案第2号 決算審査特別委員会設置に関する動議について
- 報告第6号 付託案件の審査結果報告について
- 意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)
- 報告第7号 付託案件の審査結果報告について
- 意見書案第4号 国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める意見書(案)
- 意見書案第5号 少人数学級のさらなる前進を求める意見書(案)
- 意見書案第6号 特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書(案)

意見書案第7号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、全ての高校で
35人以下学級の実現を求める意見書（案）

発議第3号 幌加内町議会議員の派遣承認について
閉会中の所管事務調査申し出について

○出席議員（9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	3番	小関和明君
	1番	中南裕行君		2番	寺崎嘉男君
	4番	中村雅義君		5番	中川秀雄君
	6番	稲見隆浩君		7番	藤井祐君
	8番	蔵前文彦君			

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	村上雅之君
総務課長	中河滋登君
産業課長	清原吉典君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	山本久稔君
保健福祉課長	加藤誠一君
地域振興室長	新江和夫君
教育次長	安芸修君
診療所事務長	内山渉君
会計管理者	岩本美佐江君
建設課主幹	藤田夏樹君
農業委員会会長	笠井正展君
監査委員	菊地勝美君

○出席事務局職員

事務局長	蔵前裕幸君
書記	

◎開会の宣告

- 議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。
定足数に達しておりますので、令和6年第3回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって3番、小関議員、4番、中村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの2日間にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月20日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。
町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 6点についてご報告をいたします。

まず、高額寄付についてのご報告をいたします。今年4月に亡くなられた添牛内出身の故、加藤了三様が、「お世話になったふるさとの発展に役立ててほしい」との遺言により、親族の方を通じて、1千万円を超える寄付の申し出があり、去る7月5日に受領したところであります。本来であれば国の紺綬褒章、及び本町の功労賞受賞の対象となりますが、親族のご意向により、辞退することですので、進達等はないことといたしました。賜りました浄財につきましては、故人のご遺志を踏まえ、本町の振興・発展のために大切に使用させていただきたく存じます。なお、本件については、補正予算において歳入補正を提案しているところであります。

続きまして、既に報道機関や公表基準に基づき、公表をしたところでありますが、先般8月1日付で、士別地方消防事務組合幌加内支署の50代主幹によるパワーハラスメント行為を行ったとして、減給10%、3カ月の懲戒処分としたところであります。誠に遺憾であり、ハラスメント行為は、人間の尊厳と人格にかかわる重要な問題であるとともに、組織の持続性や活性化の低下、しいては町民の信頼を失う行為であります。消防職員には翌日の2日に、再発防止の徹底と風通しの良い職場環境を構築するよう訓示をしたところであります。パワハラによる懲戒処分は本町初めてのことでありまして、消防のみならず、一般職にも無関係ではないことから、同時に文書による訓示を行ったところであります。

7月並びに8月に発生した集中豪雨の被害等についてご報告をいたします。7月23日から24日にかけて幌加内では、122.5mm、朱鞠内では、102.5mmの集中豪雨となり、被害が懸念されたところでありますが、降り始めの保水力や、ダムの貯水量が低レベルで、降水量をため込んでいただき放水もなかったことから、約48haほどの農地浸水となりましたけれども、水も早めに引いたため、被害額の算定までには至らず安堵をしていたところであったのも束の間で、8月9日に発生した集中豪雨では、幌加内ではわずか9.5mmでしたが、朱鞠内地区で1時間降水量が最大で32mm、また、6時間で101.5mmを記録しました。午前9時30分に対策本部を立ち上げ、午前10時30分に朱鞠内避難所を開設し、高齢者の皆さんに避難指示を発令したところであります。2日前の7日にも51.5mmの降雨があり、保水力も低下し、ダムも最大流入量974.2m³/秒に達し、極限まで貯留していただきましたが、雨竜川へは最大で毎秒124.1m³の放流となったところであります。対策本部の調査では、床下浸水2戸、農地浸水128.94ha、被害金額は、そばの収穫が再生不可のゼロと判断し、1,882万5,000円の被害報告をしたところであります。改めまして被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げる次第であります。7月の時と保水力を含め、単純には比較できませんが、24時間で同じ100mmを超える集中豪雨で、被害に大きな差が生じたのは、ダムによる貯水の効果があったものと推察しております。現在進められている「雨竜川ダム再生事業」と「北海道管理河川改修事業」の早期完成を今後も強く要望をしまいたく存じます。また、これら集中豪雨の際には、北海道開発局札幌開発建設部雨竜ダム建設事業所、並びに北海道上川総合振興局建設管理部の情報収集、調査協力に加え、北海道電力にも大変ご尽力をいただきましたことを申し添えます。

現在までの主要な農作物育成状況についてご報告申し上げます。「もち米」では、融雪期が4月17日と平年より5日早く、5月の好天により耕起最盛期は5月2日と5日早まったところであります。は種後は気温が高く、推移したことで、移植作業は5月15日と3日早く、7月中旬以降の高温により出穂期は平年に比べ4日早まりました。本日現在の収穫は折り返しを迎えており、農協からの報告では収量・品質共に例年並みと伺っているところであります。「そば」については、融雪も早く気温が高めに推移したことで、農作業も順調に進み、7月以降も生育が順調に進んでいたところですが、前述しました集中豪雨の被害は誠に残念ではありますが、本日現在の収穫状況は、約4割程度で、作況の報告では平年並みと伺っております。水稻、そば共に出来秋に期待をしているところであります。

そば加工施設整備支援室の設置についてご報告を申し上げます。農産加工研修センターの建設についてですが、新型コロナウイルスの影響により、建設については見合わせをしていたところですが、令和4年決算において、そば粉と加工麺を合わせた売上がコロナ前まで回復したこともあり、

そば加工施設の建設を進めているところですが、これから本格的に事業を進めるにあたりまして、9月1日付で、産業課内に「そば加工施設整備支援室」を設置しました。私としまして、更に幌加内そばをブランド向上させ、付加価値を高めた製品を製造し販売することにより、本町の産業全体へ波及する効果があるものと考えているところであります。なお、一般会計補正予算において、実施主体が町から「ほろかない振興公社」となったことから、予算の組換えなどの補正を本定例会へ計上をしているところであります。また、本件につきましては、進捗状況を適宜ご報告及びご協議を賜りたく存じます。

国道275号雨煙別の通行止めについて報告をいたします。去る9月4日、国道275号雨煙別地域において延長400m、路面変状により通行止めとなったところであります。迂回路もなく、救急出場をはじめ、スクールバスや北部地区診療、ゴミ収集などの行政運営をはじめ、JRバスも運休となり、通学や通院にも影響が出ること、更にはそばの収穫期を迎え、大型の作業機移動の問題など、様々な影響が出るものであり、対応を検討しておりましたが、道路管理者である旭川開発建設部の不眠不休のご尽力により、9月6日午後9時に片側交互通行となり、翌、午前8時には全面開通となったところであります。週末前に復旧したことで翌日の幌加内中学校体育祭の開催やルオントの営業も再開でき安堵したところであります。しかしながら、本町の地理的特徴からこのような事態は今後も発生しうるものであり、危機管理意識を更に高めてまいりたく存じます。

以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで行政報告を終わります。

続きまして、教育長より教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） 幌加内高等学校生徒の全国・全道大会出場及び活動状況についてご報告いたします。

去る、7月24日に東京都港区の東京都立産業貿易センター浜松町館において開催された「第14回全国高校生そば打ち選手権大会」につきまして、本校も1チームが参加いたしました。教員及び講師の方々の熱心な指導の下、全員が力を出しきりましたが、結果は6位と目標としていた優勝旗の奪還とはなりません。来年に向けて、気持ちを新たにそば打ちに励んでいただければと期待するところであります。

2点目に、6月28日に剣淵高等学校で行われた「北北海道学校農業クラブ連盟意見発表大会」において、「分野Ⅰ類」で3年生の黒瀧翔稀（かずき）さんが優秀賞、「分野Ⅲ類」で古川菜湖（なこ）さんが最優秀と活躍し、両名ともに全道大会への出場権利を獲得されました。全道大会は、8月28日から29日にかけて美幌町で開催され、入賞を果たすには至りませんでした。古川さんが入賞の5位という成績でありました。全道大会へ進めたことは6年ぶりであり、今後においても、本校生徒の更なる活躍にご期待を申し上げるとともに、校長先生を初め、諸先生方に深く感謝と敬意を表すところであります。

3点目に、8月6日、7日に旭川農業高校で行われた「日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術

競技大会」において、「農業鑑定競技」で3年生の稲村蒼稀（そうき）さんが10月22日から岩手県で開催される「日本学校農業クラブ全国大会」に出場する権利を獲得しました。全国大会での活躍にご期待を申し上げるところであります。なお、これらの大会参加に係る予算につきましては、本議会定例会における補正予算にて予算計上しておりますのでご理解を賜りたく存じます。

最後に、9月6日に開催された道北地区定時制・通信制高校の生活体験発表大会において、黒瀧翔稀（かずき）さんが最高賞の北海道新聞社賞に選ばれ、10月8日札幌開催の全道大会に出場する権利を得ております。これも更なるご活躍を期待しているところであります。

以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで教育行政報告を終わります。

◎日程第4 陳情第1号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、陳情第1号、国の責任で教職員未配置問題の改善を求める陳情の件を議題といたします。

事務局職員に朗読をさせます。

○事務局長（蔵前裕幸君） （陳情第1号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 以上で朗読を終わります。陳情第1号は、会議規則第95条の規定により、所管の産建文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 陳情第2号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、陳情第2号、国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める陳情の件を議題といたします。

事務局職員に朗読をさせます。

○事務局長（蔵前裕幸君） （陳情第2号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 以上で朗読を終わります。陳情第2号は、会議規則第95条の規定により、所管の産建文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 陳情第3号

○議長（小川雅昭君） 日程第6、陳情第3号、特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情の件を議題といたします。

事務局職員に朗読させます。

○事務局長（蔵前裕幸君） （陳情第3号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 以上で朗読を終わります。陳情第3号は、会議規則第95条の規定により、所管の産建文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第7 陳情第4号

○議長（小川雅昭君） 日程第7、陳情第4号、すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める陳情の件を議題といたします。

事務局職員に朗読させます。

○事務局長（蔵前裕幸君） （陳情第4号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 以上で朗読を終わります。陳情第4号は、会議規則第95条の規定により、所管の産建文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第8、一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許します。5番、中川議員の発言を許します。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 私は、マイナンバー保険証と現行保険証の今後について何点か質問したいと思います。政府は、2024年12月2日健康保険証の新規発行が終了するとの宣伝を繰り返し、マイナ保険証の押付けを図っております。それに伴って、今の健康保険証が使えなくなるのか、あるいは、マイナ保険証が無ければ10割負担になるのか、など市民、町民の間でも不安が広がっております。マイナ保険証、現行の健康保険証はどうなっていくのか、以下何点かについて質問したいと思います。

12月2日以降、現行の健康保険証はどうなっていくのか。果たして使えなくなるのかどうかについて質問いたします。

2点目に、現行保険証、例えば国保でありますと来年の7月末まで有効期限はあるわけですが、現行保険証の有効期限が切れた後は、「資格確認証」が発行されるということになっておりますが、これには、それぞれの申請が必要なのかどうか、また、確認証の有効期限はどうなるのかについて質問いたします。

3点目ですけれども、マイナ保険証の人が受診する際に、資格情報のお知らせを持参することを国の方は通知しております。資格情報のお知らせと資格確認証というのはどう違うのか、ご説明をお願いしたいと思います。

もう1件ありますけれども、それは3点終わってから質問いたしますので、この3点について答弁をお願いいたします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

国では、ご質問にありますとおり健康保険証、これをマイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする、いわゆるマイナ保険証の利用促進を図っており、その一方で周知のとおり、今年12月2日をもって現行の紙媒体による健康保険証の発行を取りやめるとしております。

1点目の12月2日以降においての、現行の保険証は使えなくなるのかという件であります。

現行の保険証は、被保険者に対し、既に発行済であります。令和7年7月31日まで有効期限となる経過措置が設けられております。よって、この有効期限までの使用は可能であります。

2点目の「資格確認証」の発行には申請が必要なのか、並びに有効期限についての件であります。

現行の保険証の有効期限終了に際し、ご質問のありましたとおり、資格確認証の発行となります。これにつきましては、申請の必要はなく、現行保険証の有効期限終了前に、マイナ保険証の利用登録をされていない被保険者及びマイナンバーカードをお持ちでない被保険者に対し、一斉に発行することとされております。また、この資格確認証の有効期限は1年間とされる予定であります。

3点目の「資格情報のお知らせ」について、「資格確認証」との違いの件であります。

「資格情報のお知らせ」は、ご自身の被保険者資格等を簡易に確認できることを目的として、被保険者の負担割合が表記されます。先ほどの「資格確認証」発行の被保険者とは逆に、マイナ保険証の利用登録をされた被保険者に交付するものであります。現行の保険証の有効期限終了に際して一斉に発行が行われます。マイナ保険証使用時に何かしらの障害、例えばオンライン障害等があったときなどに負担割合などを確認することができることから、「資格情報のお知らせ」の持参を促しているものであります。

以上です。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 今ほどの答弁で、現行の保険証は有効期限終了までしっかり使えるということ。その後の「資格確認証」については、特別個人の申請がなくてもそれぞれに発行されるということを確認させていただきました。

4点目の質問に移りますが、政府がマイナンバーカード普及をゴリ押しする結果、保険制度が先ほどの資格情報のお知らせなど、より不便で複雑なものになってきています。例えば、資格確認証のひな型などを見ましても、今の健康保険証と何ら変わりはないのです。ですから、むしろ今の保険証を残す方がよっぽどコスト的にも合理性はあるし、何の支障もない訳です。マイナ保険証を巡っては、国の方も色々トラブルがあった件で各自治体に対して、総点検も行われたとのことですが、その後も、トラブルが発生している状況にありまして、例えば、今年の7月現在、単月のマイナ保険証の利用率ですが、ある新聞によれば11.1%しか使われていないというのが現状だそうです。国民の9割近くが、使用していないというのが実態であります。マイナ保険証と同時に紙の保険証も残せという意見書の採択が全国で178自治体、約1割にまで広がっている。現行の保険証を廃棄すべきではなくて、むしろ残すべきだと私は思います。行政としても、こういう声を是非とも中央

に対してもあげていただいて、今の保険証を残してほしいという声を大きくしていただきたいと思っておりますので町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

先ほども回答しましたがけれども、健康保険証の廃止に伴う対応、先ほどの１点目から３点目までこういった対応で、現行のサービスは保たれるものであり、議員からは不便が生じると言われておりますが、私は、さほど不便は生じることはないのではないかと認識をしております。また、このマイナ保険証の推進につきましては、医療機関あるいは薬局で以前の薬剤情報、特定検診情報こういったものを確認することができます。結果、重複投薬の防止や適切な利用を受けることに繋がります。しいては、医療費等の圧縮といった事にも繋がってくるのではないかと考えております。また、現在、紙媒体で発行している限度額適用認定証これも不要になることで今まで申請確認等していたわけですが、このマイナ保険証のみで処理が可能となるということで、被保険者はもとより、医療機関にとっても手間が大きく省ける。こういったメリットもあるのではないかと考えております。加えて長期的には、人材人件費の効率化、ペーパーレスやその他事務費など行政経費の削減にも繋がると認識をしているところであります。現在、他の国もそうですけれども、このような将来を見据えたメリットが表れてくる前の丁度過渡期なのではないかと考えております。過渡期であるが故の情報漏洩、通信障害などのトラブルそういったものは危惧される所ではありますが、これは丁寧に説明をしながら、町民生活に支障が生じることのないよう制度、メリットを生かして利便性の向上を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○５番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

次に８番、蔵前議員の発言を許します。

○８番（蔵前文彦君） 議長、８番。

○議長（小川雅昭君） ８番、蔵前議員。

○８番（蔵前文彦君） 私は、地方自治体の持ち家手当について質問したいと思います。

本年の５月に某新聞に掲載されました、各自治体の持ち家手当の支給の件についてですが、総務省は、１５年前から廃止を呼びかけています。しかし、当町も含む道内の約６割に当たる自治体で、持ち家手当の支給を現在も続けているようです。私個人的には緊急、災害時の速やかな職員対応の部分と町内定住を促す意味も含め、幌加内町の持ち家手当は継続するべきではないかと考えております。本町としての今後の方針、対応についてどのように現在、考えているのかお聞きしたいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

公務員に対する持ち家手当は、ご質問にあるとおり、国家公務員では平成 21 年に廃止されております。同年、総務省では地方公共団体においても「本手当の廃止を基本とした見直しを行うこと」という趣旨の通達があったところであります。現在、全地方公共団体の約 9 割で廃止されておりますけれども、今ほどご質問にありましたとおり、本年の 5 月 22 日付の北海道新聞の報道では、道内 103 自治体で支給が続けられているとの報道であります。この中に本町も入っているところであります。支給している理由としましては、人口流出防止や職員確保のため支給を続けていることが多くの理由でありました。総務省の見直しの事由としては、持ち家という、個人の資産に対して税金で手当するのは問題である。また、公務員に対する持ち家手当は、突き詰めていきますと家の修繕費の補助という理屈以外説明がつかず、民間事業者では、ほぼ事例がないとされているところであります。総務省では、地方公務員の給与は、国家公務員に合わせるのが基本であり、多くの道内自治体が制度を残しているのは、横並びの意識が強いとして今後も廃止を呼びかけていくと言われております。しかしながら、住まいが確保されている国家公務員とは違って、民間アパート等も充分ではない本町におきましては、地理的特性からの緊急災害時の対応、住民サービスの維持のために職員の確保と職員の定住を促し、より職務に専念できる環境作りに資するためにも今後、行財政改革が必要になるなど、よほどのペナルティーが科せられない限り、本手当支給は継続をしたという考えを持っておりますのでご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○6 番（蔵前文彦君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで蔵前議員の質問を終ります。

これで一般質問を終ります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 20 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程第 9 議案第 50 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 9、議案第 50 号、令和 5 年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第 50 号朗読、記載省略）

この関係につきましては、監査委員の決算審査が、去る 8 月 26 日から 29 日まで行われ、監査委員からの意見を添付してございます。各会計の決算概要については、決算書の朗読を省略いたしまして、実質収支に関する調書にて説明いたしますので、配布しております決算書をお開きください。令和 5 年度各会計実質収支に関する調書。一般会計歳入総額 44 億 1,881 万 1,079 円。歳出総額 43 億 5,889 万 6,523 円。歳入・歳出差引額 6,011 万 4,556 円。翌年度へ繰越すべき財源といたしましては、繰越明許費繰越額 924 万円となっております。実質収支額につきましては、5,087 万 4,556 円でございます。国民健康保険特別会計歳入総額 1 億 4,228 万 9,243 円。歳出総額 1 億 4,187 万 6,509 円。歳入・歳出差引額 41 万 2,734 円。実質収支額同額となっております。後期高齢者医療特別会計歳入総額 3,199 万 4,116 円。歳出総額 3,171 万 4,916 円。歳入・歳出差引額 27 万 9,200 円。実質収支額同額となっております。介護保険特別会計歳入総額 1 億 9,779 万 8,855 円。歳出総額 1 億 9,338 万 5,922 円。歳入・歳出差引額 441 万 2,933 円。実質収支額同額となっております。簡易水道事業特別会計歳入総額 7,493 万 9,198 円。歳出総額 6,888 万 5,980 円。歳入・歳出差引額 605 万 3,218 円。実質収支額同額でございます。下水道事業特別会計歳入総額 6,455 万 3,840 円。歳出総額 5,812 万 2,890 円。歳入・歳出差引額 643 万 950 円。実質収支額同額でございます。奨学資金特別会計歳入総額・歳出総額共 143 万 5,677 円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 21 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） 只今、5 番中川議員外 2 名から決算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加し、ただちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、動議案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第1 動議案第2号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第1、動議案第2号、決算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） （動議案第2号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これより本件に関する討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本動議案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、動議案第2号は原案のとおり可決されました。それでは、引き続いて議長の指名により特別委員の選任を行います。

お諮りをいたします。只今、設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定によりまして1番、中南議員、2番、寺崎議員、3番、小関議員、4番、中村議員、5番、中川議員、6番、稲見議員、8番、蔵前議員、以上の7名にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、只今、指名をいたしました7名の諸君を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。只今、設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条の規定に関わらず議長から指名をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長、副委員長につきましては議長から指名することに決定をいたしました。

それでは議長から指名をいたします。委員長には3番、小関議員、副委員長には6番、稲見議員、8番、蔵前議員を指名いたします。

お諮りをいたします。只今、指名をしましたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

お諮りをいたします。只今、指名をしましたとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員長、副委員長は只今指名しましたとおり決定をいたしました。

◎日程第 10 議案第 51 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 10、議案第 51 号、幌加内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 51 号朗読、記載省略）

改正理由について申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等による健康保険の被保険者証の廃止が令和 6 年 12 月 2 日から施行されることにより、国民健康保険の被保険者証も同日から廃止となります。これによりまして、幌加内町国民健康保険条例における被保険者証の規定についても改正が必要となるものであります。新旧対照表にまいります。右側旧が改正前、左側新が改正後となります。第 15 条、罰則の規定となります。第 15 条中、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないを、又は虚偽の届出をした、に改めるものです。被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定について、被保険者証の廃止に伴い返還に関する部分を削るものでございます。第 9 項を第 5 項に改めるものでございます。これにつきましては、国民健康保険法第 15 条の第 3 項から第 6 項が同じ理由で削除になりますので、本条例におきましても、項を繰り上げるものでございます。附則施行期日第 1 条、この条例は令和 6 年 12 月 2 日から施行する。経過措置第 2 条、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 51 号は、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりまして所管の総務厚生常任委員会へ付託いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 37 分

再開 午後 3 時 29 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。只今、総務厚生常任委員長から付託案件の審査結果報告についての件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第2 報告第6号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第2、報告第6号、付託案件の審査結果の報告について、先に総務厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第51号、幌加内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関しまして、委員長の報告を求めます。

○6番（稲見隆浩君） 議長、6番。

○議長（小川雅昭君） 6番、稲見議員。

○6番（稲見隆浩君） （報告第6号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号、幌加内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。本案に対する委員長報告は、議案第51号は原案のとおり可決すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎日程第 11 議案第 52 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 11、議案第 52 号、令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） （議案第 52 号朗読、記載省略）

それでは、事項別明細書歳出より説明いたします。

歳出 2 款 1 項 5 目、財産管理費 981 万 6,000 円の追加です。14 節、公共施設除雪墜落防止設備設置工事につきましては、公共施設 28 箇所に除雪作業用の命綱用アンカー等を設置するものであります。今年の 1 月に公共施設の屋根の除雪作業中に、委託業者の作業員が屋根雪と一緒に転落し、2 名が負傷する事故がありました。これにつきまして、労働基準監督署より発注者である町に対しましても、墜落防止や安全対策について適切に対応するよう指導があり、改善するものであります。9 目、地域振興費 45 万 1,000 円の追加です。10 節、修繕料につきましては、朱鞠内バス待合所トイレの案内看板を国道案内板の支柱に添加させてもらう予定でありましたが、大きさが合わなかったため、添加せず単独支柱での設置となったため支柱経費を追加するものであります。11 目、総合行政情報システム費 1,247 万 5,000 円の減額です。12 節、個別業務システム改良業務委託料 82 万 5,000 円につきましては、児童手当法の改正に伴い、職員用の給与システムを改修するため追加するものであります。個別業務システム導入業務委託料 396 万円につきましては、住基ネット用サーバー等の機器更新において当初予算では、1,430 万円でありましたが今年度に入り、国の仕様が追加されデータを守る装置の追加がありまして、39 万 6,000 円を追加するものであります。デジタル基盤改革支援等業務委託料 1,726 万円の減額につきましては、標準化システム整備において障害者福祉それと戸籍のシステムに係わるものが国の仕様の變更に伴い、来年と事業がなったため減ずるものであります。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 10 万 4,000 円の追加です。11 節、手数料につきましては、町内の方で青年後見制度の利用が見込まれる方がおり、親族との関わりのないことから町が家庭裁判所へ申し立てを行うこととなり、申し立てに必要な登記手数料鑑定料等を追加するものであります。3 目、障害者福祉費 185 万 9,000 円の追加です。22 節、補助金等返還金につきましては、令和 5 年度分の給付費等の額確定による精算で国・道へ返還するものであります。障害者自立支援給付費で 169 万 3,000 円。障害児入所給付費で 4 万 5,000 円。障害者医療費で 12 万 1,000 円となっております。4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費 21 万円の追加です。18 節、屈折検査機購入負担金につきましては、3 歳児の目の検査で使用する機器を今回、上川町、比布町、愛別町、と 4 町で購入し、割り勘効果で経費を抑えるものであります。1/2 の国庫補助があり、補助残の 84 万円を 4 町で均等割するものであります。2 目、予防費 1,148 万 7,000 円の追加です。節の説明の前に今年度のコロナワクチン接種の内容についてご説明いたします。昨年度までは予防接種法の特例臨時接種に位置づけられ全額国費負担で実施されましたが、今年度からは、定期接種に位置づけられ 65 歳以上の方及び 60 歳以上で心臓等に障害のある方が対象で一部国費負担となりました。定期接種以外の方は、任意接種となり全額自己負担となりましたが町といたしましては、住民の負担

を軽減するため助成制度を新たに設けたところであります。ワクチン代金と接種手数料で一人当たり 15,300 円と見込まれており、定期接種の方は国費 8,300 円、町助成 5,000 円、自己負担 2,000 円としたところであります。高校生から 65 歳未満の方につきましては、町助成 11,300 円、自己負担 4,000 円としたところです。生後 6 か月から中学生以下の方は、全額町助成としたところであります。接種につきましては、10 月中旬から始める予定であります。10 節、印刷費 6 万 6,000 円につきましては、コロナワクチン接種用の予診票を印刷するものであります。12 節、各種予防接種委託料 933 万 3,000 円につきましては、診療所へ支払うものでありますが、コロナワクチンの接種について 550 人分で見込みで 465 万 5,000 円とインフルエンザ予防接種 665 人分で 226 万 1,000 円であります。なお、インフルエンザにつきましては、事務の簡素化のこともあり 18 節から同額を振り替えるものであります。18 節の新型コロナワクチン予防接種助成金 19 万 8,000 円につきましては、町外の医療機関で接種した方に対して助成するもので 15 人を見込んでおります。22 節、補助金等返還金につきましては、5 年度分のコロナワクチン接種に係わるもので、額確定による精算で国に返還するものであります。4 目、診療所費 858 万 5,000 円の追加です。10 節、特別修繕料 80 万 6,000 円につきましては、診療所屋上の給油配管が冬期間の凍結や経年劣化により、故障したため改修するものであります。医薬財業費 671 万 6,000 円につきましては、コロナワクチン代一人分 12,100 円で 550 人分を追加するものであります。12 節、パソコン保守点検業務委託料 82 万 5,000 円につきましては、電子カルテシステムをインターネット回線仕様に変更するため、1 箇所 27 万 5,000 円を幌加内、政和、朱鞠内の 3 箇所で開催するものであります。17 節、幌加内診療所備品購入費 23 万 8,000 円につきましては、オンライン薬局の試験的活用のため町外薬局と患者とのオンライン面談に必要となるパソコン 1 台を整備するものであります。5 目、環境衛生費 100 万円の追加です。18 節、不良空き建物等撤去促進事業補助金につきましては、当初 3 件の予定でしたが、更に 2 件の追加申請予定があるため増額するものであります。2 項 1 目、塵芥処理費 83 万 9,000 円の追加です。10 節、修繕料につきましては、パワーショベルの油圧ホースの交換で 16 万 5,000 円。ドアガラス交換で 29 万 1,000 円。ブルドーザーのバッテリー等の交換で 38 万 3,000 円をそれぞれ経年劣化等の故障により、改修するものであります。3 目、汚泥堆肥施設費 35 万 5,000 円の追加です。10 節、修繕料につきましては、パーク堆肥場の車庫のオーバースライダーの開閉ができなくなり修理するものであります。6 款 1 項 3 目、農業振興費 5,023 万円の減額です。行政報告にもありましたが、そば加工施設整備につきましては、ほろかない振興公社が事業主体となることから 11 節、確認申請手数料から 14 節、工事請負費まで減額し、また、16 節の土地購入費につきましても、来年度以降に購入となることから減ずるものであります。18 節、畑作構造転換事業補助金 3,293 万円の追加。これにつきましては、そばの湿害対策技術の導入等に対して、国から反 2,000 円補助され対象面積が 164ha となっております。麦・大豆生産技術向上事業補助金 814 万円につきましては、国の補助事業である国産小麦・大豆供給力強化総合対策で二つの生産組合で、新たな生産技術の取組みや機械等の導入に対して補助されるものであります。2 件とも歳入も同額で道からのトンネル補助となっておりまして、5 目、農業担い手対策費 246 万円の追加です。今年 4 月より、下幌加内地区において新規就農予定者が営農指導等の実習を行っております。18 節、新規就農者誘致特別対策事業補助金 96 万円につきましては、町費によるもので技術習得資金 12 ヶ月分で 84 万円。指導者礼金 12 ヶ月分で 12 万円。新規就農者育成総合対策事業補助金 150 万円に

つきましては、全額道費によるもので、就農準備金として月 12 万 5,000 円の 12 か月分となっており、7 目、畜産費 425 万 6,000 円の追加です。この目につきましては、家畜共進会場管理棟の解体に係わるものであります。築 40 年を経過し、昨シーズンの雪害による一部破損や今後の利用を見込めないため解体するものであります。11 節、し尿汲み取り料で 11,000 円。一般廃棄物処理手数料につきましては、粗大ごみの処理で 10,000 円。14 節、解体工事費で 423 万 5,000 円。129.6 m²となっており、7 款 1 項 1 目、商工振興費 100 万円の追加です。18 節、商工業振興奨励補助金につきましては、1 件の追加要望がありましたので増額するものであります。2 目、観光費 1,876 万 6,000 円の追加です。10 節、特別修繕料 495 万円につきましては、幌加内湖公園において 7 月上旬にキャンプ場の利用者が多い時に水不足が生じたため、受水槽を 2 トンから 6 トンへ容量を大きくし、改善するものであります。18 節、ほろかない振興公社運営補助金 1,381 万 6,000 円につきましては、現在あります農産加工センターのトイレを和式から洋式へ改修工事分として、319 万円。それから新たなそば加工施設の確認申請手数料で 72 万 6,000 円。6 款 1 項 3 目の農業振興費から振り替える外構設計費 440 万円。地質調査費 154 万円。用地測量費 396 万円をこちらの補助へ振り替えるものであります。8 款 2 項 1 目、道路橋梁維持費 1,349 万 5,000 円の追加です。8 節、費用弁償 15 万円につきましては、除雪センターの会計年度職員の通勤手当ですが、年間雇用となったため追加するものであります。12 節、町道除雪業務委託料 1,334 万 5,000 円につきましては、基礎集落圏及び業者委託 3 工区の委託料積算において、燃料費、労務単価等が当初予算計上より上昇したため、増加するものであります。4 項 1 目、住宅管理費 301 万円の追加です。12 節、外壁アスベスト含有調査業務委託料 136 万 4,000 円につきましては、町営住宅みずほ団地昭和 60 年建設一棟二戸、幌南団地昭和 56 年建設一棟二戸の解体を予定しているため、調査するものであります。18 節、住宅リホーム補助金 150 万円につきましては、当初 5 件の予定でしたが更に 5 件の追加予定があるため増額するものであります。21 節、移転補償金 14 万 6,000 円につきましては、取り壊し予定となります町営住宅幌南団地の入居者 1 件に対する移転料ですが、移転先時期が確定したため、追加するものであります。5 項 1 目、簡易水道費 104 万 4,000 円の追加です。簡易水道費特別会計繰出金については、金融機関の手数料及び消費税の追加に伴い増額するものであります。詳細については、特別会計で説明いたします。6 項 1 目、下水道費 69 万 8,000 円の追加です。27 節、下水道事業特別会計繰出金につきましても、金融機関の手数料及び消費税の追加に伴い増額するものであります。詳細については、特別会計にて説明いたします。10 款 1 項 3 目、教育振興費 86 万 6,000 円の追加です。12 節、IT 機器補修業務委託料 33 万円につきましては、小中学校の教務用パソコン iPad の故障対応が増えてきているため、業者と契約するものであります。塾体験業務委託料 53 万 6,000 円につきましては、高校生の町政の提言にもありましたが、学習塾の必要性、ニーズ調査を行うものであります。今回は、中学生を対象に短期講習の実施とコンサルティングを予定しているところであります。4 目、学校営繕費 166 万 5,000 円の追加です。10 節、特別修繕料、朱鞠内小学校の玄関ポーチのゴムチップタイル等の改修で 57 万 1,000 円。同じく朱小の体育館外壁が落雪により破損修理で 54 万 4,000 円。幌加内小学校の通信環境の改善のため Wi-Fi 機器の増設で 55 万円を追加するものであります。3 項 1 目、学校管理費 54,000 円の追加です。10 節、消耗品費につきましては、北部方面のスクールバスの夏タイヤの消耗が激しいため 2 本を購入するものであります。4 項 1 目、高等学校費 157 万 5,000 円の追加です。10 節、修繕料 25 万円につき

ましては、温室の排水の詰まりがあり、それを改善するものであります。特別修繕料 132 万 5,000 円につきましては、農場と民地との間にある排水を、簡易な素掘りからトラフへ改修するものであります。農場の雪解け水が民地に流れていったものを改善するものであります。2 目、教育振興費 167 万 2,000 円の追加です。17 節、庁舎備品購入費 125 万 9,000 円につきましては、教員用の iPad、15 台を購入するものであります。通常よりも安価な価格ということもあり、今回追加するものであります。18 節、高等学校農業クラブ等大会参加補助 48 万 3,000 円につきましては、行政報告でありました、意見発表大会で 2 名が全道大会へ、技術競技大会で 1 名が全国大会へ出場するため追加するものであります。6 項 2 目、公民館費 36 万 9,000 円の追加です。10 節、修繕料につきましては、今後を見込み不足分を追加するものです。3 目、生涯学習センター費 22 万 4,000 円につきましても、10 節、修繕料こちらも今後を見込み不足分を追加するものであります。11 款 1 項 3 目、教育施設災害復旧費 96 万 8,000 円の追加です。14 節、朱鞠内小学校裏法面除去工事につきましては、8 月 9 日の大雨による排水路へ流入した土砂、約 65 m³の除去などの応急対応策を図るものであります。復旧に当たっては、補助が記載の申請も含めて今後進める予定であります。14 款 1 項 1 目、職員給与費 223 万円の追加です。1 節、会計年度職員報酬 170 万 7,000 円。3 節、期末手当 52 万 3,000 円、これにつきましては、除雪センター維持業務で 1 名分が通年雇用となったため追加するものであります。なお、給与費の明細については、後ほどご参照願いたいと思います。

歳入について説明いたします。

9 款 1 項 1 目、地方交付税 3,988 万 4,000 円の減額です。収支の調整をここで行っております。12 款 2 項 2 目、衛生手数料 849 万 1,000 円の追加です。1 節、幌加内診療所手数料につきましては、コロナワクチン接種分で 15,300 円の 555 人分となっておりまして、13 款 2 項 2 目、衛生費国庫補助金 272 万 6,000 円の追加です。1 節、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業補助金につきましては、65 歳以上の定期接種に係わる国費一人当たり 8,300 円で 328 人分を計上してございます。4 目、教育費国庫補助金 11 万 2,000 円の追加です。1 節、特別支援教育就学省令補助金につきましては、要保護・準要保護で特別支援学級の児童生徒の確定により、補助金が決まりましたので追加するものであります。14 款 2 項 3 目、農林水産業費道補助金 4,256 万 9,000 円の追加です。1 節につきましては、歳出農業費でそれぞれ説明したトンネル補助同額となっております。16 款 1 項 1 目、一般寄付金 1,132 万 9,000 円の追加です。1 節、一般寄付につきましては、行政報告でありましたが、加藤了三様の親族の他、3 件の寄付がありましたので、追加するものであります。2 目、使途指定寄付金 60 万円の追加です。1 節、企業版ふるさと納税寄付金につきましては、札幌市、新栄クリエイト(株)50 万円、札幌市、(株)セコマ 10 万円の 2 件の寄付がありましたので、追加するものであります。20 款 1 項 9 目、臨時財政対策債 41 万円の追加です。1 節、臨時財政対策債につきましては、今年度の額の確定により追加するものであります。以上歳入を終わります。

事項別明細書歳出であります。歳入・歳出共に 2,635 万 3,000 円を追加し、総額 50 億 9,271 万 1,000 円とするものであります。第 2 表地方債補正につきましては、歳入予算の説明のとおりであります。詳細については、後ほどお見通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出 11 ページから質疑をお受けいたします。

11 ページ、12 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 13 ページ、14 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 15 ページ、16 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 17 ページ、18 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 19 ページ、20 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 21 ページ、22 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に事項別明細書歳入 7 ページから質疑をお受けします。

○議長（小川雅昭君） 7 ページ、8 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 9 ページ、10 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 52 号、令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算(第 3 号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 53 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 12、議案第 53 号、令和 6 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 53 号朗読、記載省略）

今回の補正予算につきましては、総額の変更はなく、歳出のみとなります。

事項別明細書歳出、4 款 2 項 1 目、保健衛生普及費補正額、目の補正額はあります。12 節と 18 節になりますが、18 節のインフルエンザ予防接種補助金 61 万 2,000 円を減じまして、12 節の各種予防接種委託料に同額を組み替えるものであります。理由としましては、一般会計補正予算の歳出 4 款 1 項 2 目と同様であります。インフルエンザ予防接種につきまして、小学生以下 20 名分、中学生以上 140 名分を 12 節委託料に組換え、診療所への支払いとするものであります。18 節に 10 名分 34,000 円を留保しまして、当該の医療機関で予防接種を行った被保険者に対応するものであります。歳出の説明を終わります。

事項別明細の総括であります。今回は、歳出 4 款の組換え補正予算のみでありますので、総額の補正はありません。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 53 号、令和 6 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 54 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 13、議案第 54 号、令和 6 年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 54 号朗読、記載省略）

収益的支出から説明いたします。

収益的支出 1 款 1 項 3 目、総係費 11 万 4,000 円の増。手数料で同額となります。水道料金に係る引き落とし手数料の改定及び内国為替制度の改定に伴う料金の変更及び一部金融機関の引き落とし手数料が公金扱い対象外となったことにより、手数料が不足となるため年度末を見込み不足額を補正するものであります。2 目、消費税及び地方消費税 93 万円の増額。消費税及び地方消費税で減額。令和 5 年度当時企業会計の決算に伴いまして、消費税額が確定したため 93 万円を増額補正し追加納付するものであります。以上で収益的支出の説明を終わります。

収益的収入の説明に入ります。

1 款 2 項 2 目、他会計補助金 104 万 4,000 円の増額。他会計補助金で同額。収益的支出補正で説明しました、手数料及び消費税追加納付に係る財源の他会計補助金から繰入れるため増額補正するものであります。以上で収益的収入の説明を終わります。

補正予算第 1 号実施計画であります。収益的収入及び支出、それぞれ 104 万 4,000 円を増額し、収入 1、簡易水道収益を 1 億 1,416 万 8,000 円、収益的支出 1、簡易水道事業費用を 9,279 万 5,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので収益的収入、支出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 54 号、令和 6 年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 55 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 14、議案第 55 号、令和 6 年度幌加内町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 55 号朗読、記載省略）

収益的支出から説明いたします。

予算明細書 1 款 1 項 5 目、総係費 10 万 5,000 円の増額。手数料で同額でございます。増額の理由につきましては、簡易水道事業会計と同様、料金の改定等があり年度末を見込み不足額を補正するものであります。1 款 2 項 2 目、消費税及び地方消費税 59 万 3,000 円の増額。消費税及び地方消費税で同額。本件につきましても、簡易水道事業と同様、決算に伴いまして、消費税が確定したため 59 万 3,000 円を増額補正し、追加納付するものであります。以上で収益的支出の説明を終わります。

収益的収入の説明に入ります。

1 款 2 項 2 目、他会計補助金 69 万 8,000 円の増額。他会計補助金で同額。収益的支出補正で説明しました、手数料及び消費税の追加納付に係る財源の他会計補助金から繰入れするため、同額補正するものであります。以上で収益的収入の説明を終わります。

補正予算第 1 号、実施計画です。

収益的収入及び支出それぞれ 69 万 8,000 円を増額し、収入 1、下水道事業収益を 9,923 万 2,000 円。収益的支出 1、下水道事業費用を 9,048 万円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので収益的収入・支出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 55 号、令和 6 年度幌加内町下水道事業会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4 時 22 分

再開 午後 4 時 23 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。只今、産建文教常任委員長から意見書案が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程3 意見書案第3号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第3、意見書案第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時26分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。只今、産建文教常任委員長から付託案件の審査結果報告の件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程4 報告第7号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第4、報告第7号、付託案件の審査結果報告について、先に産建文教常任委員会へ付託をいたしました、陳情第1号、国の責任で教職員未配置問題の改善を求める意見書の件から陳情第4号、すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める陳情の件を議題といたします。本件に関しまして委員長の報告を求めます。

○8番（蔵前文彦君） 議長、8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、蔵前委員長。

○8番（蔵前文彦君） （報告第7号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終ります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次、討論を行います。

初めに、陳情第1号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、陳情第2号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、陳情第3号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、陳情第4号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決を行います。

初めに、陳情第1号、国の責任で教職員未配置問題の改善を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、陳情第1号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、陳情第2号、国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める陳情の件を採決いたします。本件に対する委員長報告は、陳情第2号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情の件を採決します。

本件に対する委員長報告は、陳情第3号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める陳情の件を採決します。

本件に対する委員長報告は、陳情第4号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時35分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。只今、産建文教常任委員長から意見書案4件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程5 意見書案第4号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第5、意見書案第4号、国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程6 意見書案第5号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第6、意見書案第5号、少人数学級のさらなる前進を求める意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程7 意見書案第6号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第7、意見書案第6号、特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程8 意見書案第7号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第8、意見書案第7号、「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、全ての高校で35人以下学級の実現を求める意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時40分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） 只今、小関議員ほか2名から幌加内町議会議員の派遣承認についての件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程9 発議第3号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第9、発議第3号、幌加内町議会議員の派遣承認についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○3番（小関和明君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、小関議員。

○3番（小関和明君） （発議第3号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。本件に対する質疑・討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時44分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。只今、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程 10 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（小川雅昭君） 追加日程第 10、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。

お諮りをいたします。本件は申し出のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の決議

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第 7 条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和 6 年第 3 回幌加内町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4 時 4 6 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月19日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員